

市第155号議案

平成30年度横浜市新墓園事業費会計補正予算（第1号）

平成30年度横浜市の新墓園事業費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成31年2月8日提出

横浜市 市長 林 文 子

提 案 理 由

舞岡地区新墓園整備事業の繰越明許費を設定したいので提案する。

市第155号

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 舞岡地区新墓園事業	1 施設整備費	舞岡地区新墓園整備事業	141,000 <sup>千円</sup>
<b>設 定 額 合 計</b>			<b>141,000</b>